

泉大人権第163号
令和2年7月16日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

泉大津市長 南出 賢一

2020年度自治体キャラバン行動「新型コロナウイルス感染症のもとで住民のいのちと暮らしを守るための要望書」について（回答）

平素は、本市行政に対しご協力をいただき、誠にありがとうございます。
令和2年6月9日付けで要望のあった標記の件について、別紙のとおり回答申し上げます。

《担当》

〒595-8686

大阪府泉大津市東雲町9番12号

泉大津市 総合政策部人権くらしの相談課

TEL 0725-33-1131

FAX 0725-33-7780

E-mail info@city.izumiotsu.osaka.jp

1. 自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられない職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

(回答)

住民の生命と財産を守ることは、自治体職員の最大の責務であります。正職員の採用については、職員採用計画に基づき必要な人数の確保に努めるとともに、適正に配置してまいります。

2. 各市町村独自の現金支給をいち早く、かつ何度も行ってください。
3. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

(回答)

本市単独での現金給付は予定しておりません。また、今後の国の支援等の動向を見定めながら、本市として何が必要か、どのような手法が効果的なのかを考慮しながら、市域の状況に合わせた支援策を各部局で実施していく予定をしており、国に対して特別定額給付金の追加実施要請を行う考えはございません。

4. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を立ち上げ、「食うに困っている」子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

(回答)

本市には、子どもの居場所づくりを行う団体等が10ヶ所あり、子どもたちに食事や学習支援、団らんの場の提供を行っております。又、食品提供いただける事業者との確認書を締結し、各団体に周知しています。

コロナウイルス感染症による、学校の休校期間中には、希望があった学校や教育委員会等と連携し、昼食の宅配を行うなど、デリバリーでの子ども食堂を実施しました。また、市に寄付のあったお米やジュースなどについても、子どもの支援につなげるため、各子ども食堂に提供するなど、連携を図っております。

また、緊急的に支援が必要な要援護者、特に子どもを抱えた要援護者に対し、食糧の現物支給を行なっています。

随時、事業に関する協定書を締結した団体に食糧の提供要請を行い、支給対象者への食糧の確保に努めています。

5. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

(回答)

学校給食費については、食材費についてのみ保護者に負担いただいております、現在無償とする予定はございません。但し、令和2年度についてのみ、新型コロナウイルス感染症に対する緊急支援対策として、令和2年6月から令和2年9月までの期間の給食費を無償とします。

休校中の給食提供については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に注視しつつ、慎重に検討してまいりたいと考えています。

保育所、認定こども園、幼稚園における給食費（主食費及び副食費）については、保護者様に実費負担をいただいているところです。令和元年10月の幼児教育・保育無償化以降は、国の制度に基づき、年収360万未満相当世帯など、一定の条件を満たす子どもの副食費を無償化しております。

また、新型コロナウイルス感染症に対する緊急支援対策として、保育所、認定こども園、幼稚園においても、園所再開後の6月から3か月間の給食費の無償化を実施しております。

6. 税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。6月の納付書送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

(回答)

市税の減免につきましては、法令に基づき、適切かつ柔軟に対応してまいります。

徴収の猶予の周知につきましては、市ホームページや広報紙等による周知は基より、納付相談時にも積極的な制度案内に努めているところでございます。また、徴収の猶予の手続きに必要な申請書等につきましては、郵送で申請していただけるよう、市ホームページからダウンロードできるようになっております。

国民健康保険料につきましては、大阪府の統一保険料適用を目指し、現在は標準保険料を採用しており、毎年、見直されるものとなっております。また、減免制度については、新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受けた世帯については、国の基準に基づく減免制度を適用し、対応を図っているところです。加えて、傷病手当も新型コロナウイルス感染症に係る場合に限られますが、制度を導入しています。ただし、国の通知どおりの適用としていますので、ご理解願います。

納付書につきましては6月10日に既に発送していますが、その中で、減免制度と一部負担金減免については案内を掲載しています。また、三密をさけるため、本市としても郵送での申請を推奨しており、ホームページに申請書類や記載例を掲載していますので、活用いただければと思います。

介護保険料につきましては、平成30年度から令和2年度までの第7期計画において既に定められているため、変動はありません。

ただし、消費税増税による激変緩和として、所得段階区分が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料につきましては、軽減を実施いたします。

減免につきましては、国からの通達等に則り、適切に対応してまいります。

また、減免制度の内容につきましては、納付書等通知送付時にチラシを同封し周知を行います。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症に起因する減免申請につきましても、申請書をホームページに掲載するとともに、郵送での申請も受け付けいたします。

7. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

(回答)

相談業務を電話対応で行うなど、三密をさけるための取り組みを行っております。以前から相談者の状況に合わせた対応を行っておりますが、今後も引き続き、適切に対応してまいります。

また、住居確保給付金の申請においては、申請に必要な書類(一部)や手引きをホームページに掲載し、電話で相談を受けた場合には、申請に必要な書類を郵送するなどし、何度も足を運ぶ事のないように努めています。また、直接相談に来られた際にも、できるだけ分かり易く説明し、申請が簡易にできるよう努めています。

8. 新型コロナウイルス感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦をはじめ必要に応じてPCR検査がうけられるように拡大してください。

(回答)

地域医療構想については大阪府市長会を通じて、大阪府主導のもと責任をもって推進することとその取組内容を保健所を通じて情報共有するよう要望していく予定です。

発熱外来やPCR検査の体制整備等については、大阪府および保健所と連携して対応していきたいと考えております。

9. 堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

(回答)

保健所については、災害時や健康危機管理におけるリーダーシップの発揮、情報提供や保健サービスの充実など、保健所機能の充実・強化を図ることを大阪府市長会を通じて要望していく予定です。

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所については、ご意見として受け止めさせていただきます。

10. マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。

(回答)

感染防止対策物品につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市場では品薄状態が続き調達困難な状況が依然続いており、本市も危機事象発生時の緊急対策や災害時等の非常時に備えるため、マスクや消毒液等の一定数の確保に努めておりますが、市民全員に配布できる数を確保できていないのが実情です。そのような中、マスクは妊婦の方や福祉施設、医師会等に、消毒液は学校や公共施設等に配布し、防護服（ガウン）や消毒液も介護事業所や障害者事業所に一定数配布したところです。

11. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・大阪府に求めてください。

(回答)

感染症拡大により影響を受けている事業者（医療法人等を含む）に対しては、国が実施している持続化給付金や、大阪府が実施している休業要請外支援金などにより支援を行っているところです。引き続き国・大阪府と連携し市内の事業者への支援を行うとともに、必要に応じて国・大阪府へ要望し、事業者への支援につなげてまいります。

12. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

(回答)

本市においては、児童虐待の早期発見・対応のため、要保護児童対策地域協議会（以後、要対協）を設置することにより、日頃から各関係機関と連携を図っております。

コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を受け、学校等の休校や外出自粛が継続し、虐待リスクが高まることから、国から「子どもの見守り強化アクションプラン」が発出されました。本市においても、要対協に登録されている支援対象児童等を再度リストアップし、支援を主として担う機関が電話・訪問等を行い、状況把握シートを作成することにより、状況を定期的に確認し、児童虐待の早期発見・対応に努めました。

また、学校現場においても、休校期間中の登校日に、身体計測をはじめ登校してきた子どもたちの心身の状況確認を行うことを通して虐待等の早期発見に努めるとともに、欠席した児童生徒については、担任等が電話連絡や家庭訪問等を行うなど状況の把握に努めた上で、福祉と教育の連携のもと対応を行っております。

さらに、DV相談については、日頃より児童虐待や学校担当部門等の関係機関と連携を図るとともに、広報紙等において女性の人権についての相談窓口を案内しています。

13. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

(回答)

現在、コロナ対策の避難所運営マニュアルをシミュレーションや訓練なども実施しながら作成しているところです。また、開設時においては、新型コロナウイルス感染防止のため、確保を進めているマスクや消毒液等の感染防止対策物品の活用や十分な換気、スペースの確保、検温等の実施により、少しでも感染リスクが軽減されるよう努めてまいります。